

兵庫県公報

平成29年11月7日 火曜日 第2950号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 1 |
| ○ 土地改良区の定款の変更認可（同） | 2 |
| ○ 県営土地改良事業の工事の完了（同） | 2 |
| ○ 保安林の指定施業要件の変更予定（豊かな森づくり課） | 3 |
| ○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 3 |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（同） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 3 |
| ○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| 公 告 | |
| ○ 特約業者の指定の取消し（税務課） | 5 |
| ○ 平成29年度兵庫県薬事功労者表彰（薬務課） | 5 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課） | 5 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| ○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同） | 7 |
| ○ 同 上（同） | 8 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同） | 8 |
| ○ 同 上（同） | 15 |
| ○ 入札公告（管理課） | 17 |
| 病院局公告 | |
| ○ 入札公告 | 20 |
| ○ 同 上 | 22 |
| ○ 同 上 | 25 |

告 示

兵庫県告示第961号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年11月7日

兵庫県知事 井戸敏三

西芦田口塩久土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|----------------|
| 理事 | 足立拓真 | 丹波市青垣町口塩久308番地 |
| 同 | 足立恵彦 | 同 市青垣町口塩久533番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|----------------|
| 理事 | 足立義隆 | 丹波市青垣町口塩久508番地 |
| 同 | 足立政和 | 同 市青垣町口塩久267番地 |

奥野村土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|---------------|
| 理 事 | 婦 木 和 博 | 丹波市春日町野村639番地 |
| 同 | 婦 木 良 弘 | 同 市春日町野村675番地 |
| 同 | 婦 木 康 一 | 同 市春日町野村511番地 |
| 同 | 婦 木 良 晴 | 同 市春日町野村346番地 |
| 同 | 古 寺 修 二 | 同 市春日町野村635番地 |
| 同 | 婦 木 悟 | 同 市春日町野村508番地 |
| 監 事 | 青 木 悟 | 同 市春日町野村867番地 |
| 同 | 足 立 伸 一 | 同 市春日町野村503番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|---------------|
| 理 事 | 婦 木 和 博 | 丹波市春日町野村639番地 |
| 同 | 婦 木 良 弘 | 同 市春日町野村675番地 |
| 同 | 婦 木 康 一 | 同 市春日町野村511番地 |
| 同 | 婦 木 良 晴 | 同 市春日町野村346番地 |
| 同 | 古 寺 修 二 | 同 市春日町野村635番地 |
| 同 | 婦 木 悟 | 同 市春日町野村508番地 |
| 監 事 | 青 木 悟 | 同 市春日町野村867番地 |
| 同 | 足 立 伸 一 | 同 市春日町野村503番地 |



兵庫県告示第962号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成29年11月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|----------|--------------|
| 奥野村土地改良区 | 平成29年 9 月27日 |



兵庫県告示第963号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。
平成29年11月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事 業 名 | 地区名 (工区名) | 地 域 名 | 工事着手 年 月 日 | 工事完了 年 月 日 | 備考 (事業内容) |
|---------------------------------------|--------------|------------|---------------|---------------|--------------|
| 農村災害対策整備事業 | 神戸北（中の池） | 神戸市北区淡河町神影 | 平成26. 9. 11 | 平成29. 2. 23 | |
| 農村地域防災減災事業 （農業用河川工作物応急 対策事業）大規模 | スガイ | 神崎郡市川町上瀬加 | 平成26. 9. 26 | 平成29. 3. 29 | 頭首工 |
| 農業用河川工作物応急対 策事業（大規模） | 中井・長屋 | 朝来市新井、立野 | 平成24. 9. 19 | 平成29. 3. 27 | 同上 |
| 農村災害対策整備事業 | 広石下 | 洲本市五色町広石下 | 平成25. 3. 7 | 平成29. 1. 17 | |
| 地域ため池総合整備事業 | 三木田大池 | 洲本市中川原町三木田 | 平成24. 11. 6 | 平成29. 3. 17 | |
| 地域ため池総合整備事業 | 菖蒲谷 | 南あわじ市阿万上町 | 平成23. 3. 28 | 平成29. 3. 28 | |

~~~~~

**兵庫県告示第964号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年11月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町三谷字大谷54、字空山55、字西山56
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第965号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年11月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量（オルソ作成）
- 2 作業期間
平成29年12月7日から平成30年2月23日まで
- 3 作業地域
西脇市、篠山市及び丹波市の各一部

~~~~~

**兵庫県告示第966号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年11月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成29年10月30日から同年12月25日まで
- 3 作業地域  
尼崎市武庫の里二丁目、武庫之荘六丁目、武庫之荘八丁目及び武庫之荘九丁目地内

~~~~~

兵庫県告示第967号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加東市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年11月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間
平成29年10月30日から平成30年 2月28日まで
- 3 作業地域
加東市野村地内



兵庫県告示第968号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送により縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成29年11月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画道路
3.4.3号国道2号線ほか3路線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
加古川市野口町坂元字南ヶ市、字坂之下及び字住塚並びに加古川町平野字高見、字一ノ橋、字東長、字子々町、字子延田、字関根、字中ノ橋、字道津川、字トノ南及び字分木並びに溝之口字分木、寺家町字天神木、字賀加ヶ淵、字南五反田、字東長はゑ、字南裏及び字西長はゑ並びに栗津字天神ノ木及び字北浦並びに本町字前田、字城ノ開地、字南側、字春日新田及び字外新田並びに米田町船頭字古川、字山ノ内及び字川バタ並びに平津字土橋
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成29年11月 7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び加古川市都市計画部都市計画課



兵庫県告示第969号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送により縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成29年11月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画道路
3.2.140号尾上小野線
- 2 都市計画を変更する土地の区域

- 加古川市野口町水足字平木
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成29年11月 7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び加古川市都市計画部都市計画課

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成29年11月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 氏名又は名称 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日 |
|---------|------------------|--------------|
| 田 中 和 裕 | 姫路市御立中 8 丁目10—20 | 平成29年 8 月31日 |



平成29年度兵庫県薬事功労者表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条第4号の規定により、平成29年10月18日に次の者を表彰した。

平成29年11月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 氏名及び住所
 - 遠 藤 陽 子 神戸市垂水区
 - 大 前 イク代 神戸市東灘区
 - 碁 盤 繁 子 姫路市
 - 阪 口 浩 一 姫路市
 - 瀧 山 長 利 神戸市垂水区
 - 玉 田 裕 雄 西宮市
 - 沼 田 千賀子 神戸市西区
 - 松 浦 裕 一 神戸市兵庫区

2 功績内容

永年にわたり薬事衛生業務に従事し、県民の保健衛生の向上に多大の貢献をした。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------|---------------------|---------------------|
| 藍那(5) I (101070612) | 神戸市北区山田町藍那（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |

| | | |
|-------------------------|-----------------------|---------|
| 小部(9)Ⅱ (101070613) | 神戸市北区山田町小部 (別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 小部(10)Ⅱ (101070614) | 神戸市北区山田町小部 (別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 二郎(2)Ⅱ (101070615) | 神戸市北区有野町二郎 (別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 日西原(15)Ⅱ (101070616) | 神戸市北区大沢町日西原 (別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

(別図1から別図5までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年11月14日(火)から同月28日(火)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課並びに神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北神支所、神戸市北区役所大沢連絡所、神戸市北区役所八多連絡所及び神戸市北区役所山田連絡所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成29年11月28日(火)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月29日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------|----------------------|---------------------|
| 柳谷(2)Ⅰ (118000038) | 川西市柳谷 (別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| けやき坂Ⅱ (118000098) | 川西市けやき坂1丁目 (別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤松Ⅲ (118000116) | 川西市赤松 (別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

| | | |
|------------------------|-----------------------|---------|
| 柳谷Ⅲ (118000117) | 川西市柳谷 (別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| けやき坂Ⅲ (118000118) | 川西市けやき坂5丁目 (別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 水戸口(4)Ⅱ (118000121) | 川西市清和台西3丁目 (別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 柳谷(1)Ⅲ (118000122) | 川西市けやき坂4丁目 (別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 柳谷(2)Ⅲ (118000123) | 川西市けやき坂3丁目 (別図8のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| けやき坂谷1Ⅰ (218000013) | 川西市けやき坂3丁目 (別図9のとおり) | 土石流 |
| けやき坂谷2Ⅰ (218000014) | 川西市けやき坂3丁目 (別図10のとおり) | 土石流 |
| けやき坂谷3Ⅰ (218000015) | 川西市けやき坂3丁目 (別図11のとおり) | 土石流 |
| 柳谷川支川3Ⅲ (218000042) | 川西市けやき坂4丁目 (別図12のとおり) | 土石流 |

(別図1から別図12までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年11月15日(水)から同月29日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

平成29年11月29日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月29日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第803号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

上大沢(10)Ⅱ(101070098)の項中別図89、藍那(4)Ⅰ(101070372)の項中別図333、小部Ⅰ(101070462)の項中

別図403、小部(4)Ⅱ(101070470)の項中別図410を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成29年11月14日(火)から同月28日(火)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課並びに神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北神支所、神戸市北区役所大沢連絡所、神戸市北区役所八多連絡所及び神戸市北区役所山田連絡所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成29年11月28日(火)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月29日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成25年兵庫県告示第539号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

小屋ヶ谷Ⅱ(101070053)の項中別図6を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成29年11月14日(火)から同月28日(火)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課並びに神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北神支所、神戸市北区役所大沢連絡所、神戸市北区役所八多連絡所及び神戸市北区役所山田連絡所

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成29年11月28日(火)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月29日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害

特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|-----------------------|---------------------|-------------------------------|
| 二郎 I (101070012) | 神戸市北区有野町二郎（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| 市原(1) I (101070016) | 神戸市北区大沢町市原（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 日西原(1) I (101070017) | 神戸市北区大沢町日西原（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 日西原(2) I (101070018) | 神戸市北区大沢町日西原（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 上大沢(2) I (101070020) | 神戸市北区大沢町上大沢（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 神付 I (101070021) | 神戸市北区大沢町神付（別図6のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 小屋ヶ谷Ⅱ (101070053) | 神戸市北区有野町二郎（別図7のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 八多Ⅱ (101070061) | 神戸市北区八多町中（別図8のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 市原(1)Ⅱ (101070073) | 神戸市北区大沢町市原（別図9のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 日西原(4)Ⅱ (101070078) | 神戸市北区大沢町日西原（別図10のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 日西原(5)Ⅱ (101070079) | 神戸市北区大沢町日西原（別図11のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 日西原(7)Ⅱ (101070081) | 神戸市北区大沢町日西原（別図12のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 日西原(8)Ⅱ (101070082) | 神戸市北区大沢町日西原（別図13のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 日西原(9)Ⅱ (101070083) | 神戸市北区大沢町日西原（別図14のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 日西原(10)Ⅱ (101070084) | 神戸市北区大沢町簾（別図15のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 日西原(12)Ⅱ (101070086) | 神戸市北区大沢町日西原（別図16のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |

| | | | |
|-------------------------|---------------------------|---------|----------|
| 日西原(13)Ⅱ (101070087) | 神戸市北区大沢町日西原(別 図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 日西原(14)Ⅱ (101070088) | 神戸市北区大沢町日西原(別 図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 上大沢(2)Ⅱ (101070090) | 神戸市北区大沢町上大沢(別 図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 上大沢(4)Ⅱ (101070092) | 神戸市北区大沢町上大沢(別 図20のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 上大沢(5)Ⅱ (101070093) | 神戸市北区大沢町上大沢(別 図21のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 上大沢(7)Ⅱ (101070095) | 神戸市北区大沢町上大沢(別 図22のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 上大沢(8)Ⅱ (101070096) | 神戸市北区大沢町上大沢(別 図23のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 上大沢(9)Ⅱ (101070097) | 神戸市北区大沢町上大沢(別 図24のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 上大沢(10)Ⅱ (101070098) | 神戸市北区大沢町上大沢(別 図25のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 上大沢(11)Ⅱ (101070099) | 神戸市北区大沢町上大沢(別 図26のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 上大沢(12)Ⅱ (101070100) | 神戸市北区大沢町上大沢(別 図27のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 上大沢(13)Ⅱ (101070101) | 神戸市北区大沢町上大沢(別 図28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 上大沢(14)Ⅱ (101070102) | 神戸市北区大沢町上大沢(別 図29のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 上大沢(15)Ⅱ (101070103) | 神戸市北区大沢町上大沢(別 図30のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 上大沢(16)Ⅱ (101070104) | 神戸市北区大沢町上大沢(別 図31のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 上大沢(17)Ⅱ (101070105) | 神戸市北区大沢町上大沢(別 図32のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 中大沢(1)Ⅱ (101070106) | 神戸市北区大沢町中大沢(別 図33のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 中大沢(4)Ⅱ (101070108) | 神戸市北区大沢町中大沢(別 図34のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 中大沢(6)Ⅱ (101070109) | 神戸市北区大沢町中大沢(別 図35のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 中大沢(8)Ⅱ (101070111) | 神戸市北区大沢町中大沢(別 図36のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |

| | | | |
|-------------------------|----------------------------|---------|----------|
| 中大沢(9)Ⅱ (101070112) | 神戸市北区大沢町中大沢(別 図37のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 中大沢(10)Ⅱ (101070113) | 神戸市北区大沢町中大沢(別 図38のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 神付(1)Ⅱ (101070114) | 神戸市北区大沢町神付(別図 39のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 神付(2)Ⅱ (101070115) | 神戸市北区大沢町神付(別図 40のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 神付(3)Ⅱ (101070116) | 神戸市北区大沢町神付(別図 41のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 神付(4)Ⅱ (101070117) | 神戸市北区大沢町神付(別図 42のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 神付(5)Ⅱ (101070118) | 神戸市北区大沢町神付(別図 43のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 神付(7)Ⅱ (101070120) | 神戸市北区大沢町神付(別図 44のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 神付(8)Ⅱ (101070121) | 神戸市北区大沢町神付(別図 45のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 神付(9)Ⅱ (101070122) | 神戸市北区大沢町神付(別図 46のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 神付(10)Ⅱ (101070123) | 神戸市北区大沢町神付(別図 47のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 西畑(1)Ⅰ (101070199) | 神戸市北区八多町西畑(別図 48のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 西畑(2)Ⅰ (101070200) | 神戸市北区八多町西畑(別図 49のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 上小名田(1)Ⅱ (101070233) | 神戸市北区八多町下小名田 (別図50のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 上小名田(2)Ⅱ (101070234) | 神戸市北区八多町上小名田 (別図51のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 上小名田(3)Ⅱ (101070235) | 神戸市北区八多町上小名田 (別図52のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 上小名田(4)Ⅱ (101070236) | 神戸市北区八多町上小名田 (別図53のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 上小名田(5)Ⅱ (101070237) | 神戸市北区八多町上小名田 (別図54のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 上小名田(6)Ⅱ (101070238) | 神戸市北区八多町上小名田 (別図55のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 上小名田(7)Ⅱ (101070239) | 神戸市北区八多町上小名田 (別図56のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |

| | | | |
|--------------------------|----------------------------|---------|----------|
| 上小名田(8)Ⅱ (101070240) | 神戸市北区八多町上小名田 (別図57のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 上小名田(9)Ⅱ (101070241) | 神戸市北区八多町上小名田 (別図58のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 上小名田(10)Ⅱ (101070242) | 神戸市北区八多町上小名田 (別図59のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 上小名田(12)Ⅱ (101070243) | 神戸市北区八多町上小名田 (別図60のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| 上小名田(13)Ⅱ (101070244) | 神戸市北区八多町上小名田 (別図61のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 深谷(1)Ⅱ (101070267) | 神戸市北区八多町深谷(別図 62のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 深谷(3)Ⅱ (101070269) | 神戸市北区八多町深谷(別図 63のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図63のとおり |
| 深谷(6)Ⅱ (101070272) | 神戸市北区八多町深谷(別図 64のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図64のとおり |
| 西畑(1)Ⅱ (101070273) | 神戸市北区八多町西畑(別図 65のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図65のとおり |
| 西畑(2)Ⅱ (101070274) | 神戸市北区八多町西畑(別図 66のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図66のとおり |
| 西畑(3)Ⅱ (101070275) | 神戸市北区八多町西畑(別図 67のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図67のとおり |
| 西畑(4)Ⅱ (101070276) | 神戸市北区八多町西畑(別図 68のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図68のとおり |
| 西畑(5)Ⅱ (101070277) | 神戸市北区八多町西畑(別図 69のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図69のとおり |
| 屏風(1)Ⅱ (101070278) | 神戸市北区八多町屏風(別図 70のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図70のとおり |
| 屏風(2)Ⅱ (101070279) | 神戸市北区八多町屏風(別図 71のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図71のとおり |
| 下谷上(6)Ⅰ (101070351) | 神戸市北区山田町下谷上(別 図72のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図72のとおり |
| 下谷上(7)Ⅰ (101070352) | 神戸市北区山田町下谷上(別 図73のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図73のとおり |
| 下谷上(9)Ⅰ (101070354) | 神戸市北区山田町下谷上(別 図74のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図74のとおり |
| 小河(1)Ⅰ (101070367) | 神戸市北区山田町小河(別図 75のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図75のとおり |
| 藍那(4)Ⅰ (101070372) | 神戸市北区山田町藍那(別図 76のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図76のとおり |

| | | | |
|---------------------------|----------------------------|---------|----------|
| 北ノ町 I (101070373) | 神戸市北区山田町藍那 (別図 77のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図77のとおり |
| 下ノ町(1) I (101070374) | 神戸市北区山田町藍那 (別図 78のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図78のとおり |
| 蛇谷 I (101070376) | 神戸市北区山田町藍那 (別図 79のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図79のとおり |
| 猪ころび I (101070378) | 神戸市北区山田町下谷上 (別 図80のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図80のとおり |
| 下谷上(4) II (101070386) | 神戸市北区山田町下谷上 (別 図81のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図81のとおり |
| 下谷上(5) II (101070387) | 神戸市北区山田町下谷上 (別 図82のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図82のとおり |
| 小河(1) II (101070417) | 神戸市北区山田町小河 (別図 83のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図83のとおり |
| 小河(2) II (101070418) | 神戸市北区山田町小河 (別図 84のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図84のとおり |
| 藍那(1) II (101070419) | 神戸市北区山田町藍那 (別図 85のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図85のとおり |
| 下谷上(2) III (101070429) | 神戸市北区山田町下谷上 (別 図86のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図86のとおり |
| 下谷上(3) III (101070430) | 神戸市北区山田町下谷上 (別 図87のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図87のとおり |
| 小部 I (101070459) | 神戸市北区山田町小部 (別図 88のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図88のとおり |
| オモン谷 I (101070460) | 神戸市北区山田町小部 (別図 89のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図89のとおり |
| 小部 I (101070462) | 神戸市北区山田町小部 (別図 90のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図90のとおり |
| 大歳馬場 I (101070463) | 神戸市北区山田町小部 (別図 91のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図91のとおり |
| 西岡谷 I (101070464) | 神戸市北区山田町小部 (別図 92のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図92のとおり |
| 北ノ谷(1) I (101070465) | 神戸市北区山田町小部 (別図 93のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図93のとおり |
| 小部(3) II (101070469) | 神戸市北区山田町小部 (別図 94のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図94のとおり |
| 小部(4) II (101070470) | 神戸市北区山田町小部 (別図 95のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図95のとおり |
| 小部(5) II (101070471) | 神戸市北区山田町小部 (別図 96のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図96のとおり |

| | | | |
|---------------------------|-------------------------|---------|-----------|
| 小部(6)Ⅱ (101070472) | 神戸市北区山田町小部(別図97のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図97のとおり |
| 小部(8)Ⅱ (101070474) | 神戸市北区山田町小部(別図98のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図98のとおり |
| 大東Ⅱ (101070475) | 神戸市北区山田町小部(別図99のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図99のとおり |
| 小部Ⅱ (101070476) | 神戸市北区山田町小部(別図100のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図100のとおり |
| 小部(1)Ⅲ (101070477) | 神戸市北区山田町小部(別図101のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図101のとおり |
| 小部(9)Ⅱ (101070613) | 神戸市北区山田町小部(別図102のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図102のとおり |
| 小部(10)Ⅱ (101070614) | 神戸市北区山田町小部(別図103のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図103のとおり |
| 二郎(2)Ⅱ (101070615) | 神戸市北区有野町二郎(別図104のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図104のとおり |
| 日西原(15)Ⅱ (101070616) | 神戸市北区大沢町日西原(別図105のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図105のとおり |
| 天王谷川右支(2)Ⅰ (201070014) | 神戸市北区山田町下谷上(別図106のとおり) | 土石流 | 別図106のとおり |
| 天王谷川左支(4)Ⅰ (201070026) | 神戸市北区山田町下谷上(別図107のとおり) | 土石流 | 別図107のとおり |
| 天王谷川左支(7)Ⅰ (201070029) | 神戸市北区山田町下谷上(別図108のとおり) | 土石流 | 別図108のとおり |
| 箕谷川左支溪(1)Ⅰ (201070069) | 神戸市北区山田町下谷上(別図109のとおり) | 土石流 | 別図109のとおり |
| 鍋蓋北谷左支Ⅱ (201070072) | 神戸市北区山田町小部(別図110のとおり) | 土石流 | 別図110のとおり |
| 八坂川音谷Ⅱ (201070157) | 神戸市北区八多町上小名田(別図111のとおり) | 土石流 | 別図111のとおり |
| 藍那西ノ町右支溪Ⅰ (201070200) | 神戸市北区山田町藍那(別図112のとおり) | 土石流 | 別図112のとおり |

(別図1から別図112までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年11月14日(火)から同月28日(火)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課並びに神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北支所、神戸市北区役所大沢連絡所、神戸市北区役所八多連絡所及び神戸市北区役所山田連絡所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成29年11月28日（火）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月29日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 清和台東(2) I (118000017) | 川西市清和台東1丁目(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| 清和台東(1) I (118000018) | 川西市清和台東1丁目(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 多田院 I (118000036) | 川西市多田院西2丁目(別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 若宮 I (118000040) | 川西市若宮(別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 西多田 I (118000043) | 川西市西多田1丁目(別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 矢間(1) I (118000044) | 川西市矢間1丁目(別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 矢間(2) I (118000045) | 川西市矢間1丁目(別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 矢間(3) I (118000047) | 川西市矢間1丁目(別図8のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 萩原(2) I (118000057) | 川西市萩原2丁目(別図9のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 西ヶ峰II (118000087) | 川西市石道(別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 虫生大畑(2) II (118000090) | 川西市虫生(別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |

| | | | |
|------------------------|----------------------|---------|----------|
| 水戸口(1)Ⅱ (118000092) | 川西市赤松(別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 水戸口(2)Ⅱ (118000093) | 川西市赤松(別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 水戸口(3)Ⅱ (118000094) | 川西市赤松(別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 新田(2)Ⅱ (118000099) | 川西市新田2丁目(別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 西多田Ⅱ (118000102) | 川西市西多田1丁目(別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 若宮井ノ口Ⅱ (118000104) | 川西市若宮(別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 柳谷(2)Ⅰ (118000038) | 川西市柳谷(別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 赤松Ⅲ (118000116) | 川西市赤松(別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 柳谷Ⅲ (118000117) | 川西市柳谷(別図20のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 水戸口(4)Ⅱ (118000121) | 川西市清和台西3丁目(別図21のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 柳谷(1)Ⅲ (118000122) | 川西市けやき坂4丁目(別図22のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 柳谷(2)Ⅲ (118000123) | 川西市けやき坂3丁目(別図23のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 石道谷2Ⅰ (218000012) | 川西市石道(別図24のとおり) | 土石流 | 別図24のとおり |
| どんど川Ⅰ (218000017) | 川西市西多田(別図25のとおり) | 土石流 | 別図25のとおり |
| 湯山台谷1Ⅰ (218000024) | 川西市湯山台2丁目(別図26のとおり) | 土石流 | 別図26のとおり |
| 芋生谷4Ⅱ (218000035) | 川西市芋生(別図27のとおり) | 土石流 | 別図27のとおり |
| 多田院谷Ⅱ (218000036) | 川西市多田院(別図28のとおり) | 土石流 | 別図28のとおり |
| 矢間谷Ⅱ (218000037) | 川西市矢間1丁目(別図29のとおり) | 土石流 | 別図29のとおり |
| けやき坂谷1Ⅰ (218000013) | 川西市けやき坂3丁目(別図30のとおり) | 土石流 | 別図30のとおり |
| けやき坂谷2Ⅰ (218000014) | 川西市けやき坂3丁目(別図31のとおり) | 土石流 | 別図31のとおり |

| | | | |
|--------------------------|-----------------------------|-----|------------|
| 柳谷川支川 3 Ⅲ (218000042) | 川西市けやき坂 4 丁目 (別図 32のとおり) | 土石流 | 別図 32 のとおり |
|--------------------------|-----------------------------|-----|------------|

(別図 1 から別図32までは省略し、これらの図面は 3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
平成29年11月15日 (水) から同月29日 (水) まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15
 - (3) 提出期限
平成29年11月29日 (水) まで (当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年 1 月 29 日 (月) までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。
平成29年11月 7日

契約担当者
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
兵庫県教育情報ネットワークシステム (賃貸借) 一式
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 契約期間
平成30年 3 月 20 日 (火) から平成35年 3 月 19 日 (日) まで (5 年間)
 - (4) 納入場所
加東市山国2006-107 兵庫県立教育研修所ほか (詳細は仕様書に記載のとおり)
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県 (以下「県」という。) の物品関係入札参加資格 (登録) 者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225

号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 村田

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成29年11月7日(火)から同月21日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

平成29年12月18日(月)午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成29年12月15日(金)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成29年11月7日(火)から同月21日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、同月21日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

平成29年12月11日(月)午後5時から同月18日(月)午後2時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成29年11月8日(水)から同年12月4日(月)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成29年11月8日(水)から同月21日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、同月21日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成29年12月11日(月)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年12月14日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年1月4日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Educational Information Network System of Hyogo Prefecture (leasing contract)

(3) Lease period: March 20, 2018 - March 19, 2023

(4) Delivery location:

Institute for Educational Research and In-Service Training (2006-107 Yamakuni Kato-shi, Hyogo) and Others (details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 21, 2017

(6) Deadline for tender:

14:00 December 18, 2017 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 December 15, 2017 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Murata, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4935

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年11月7日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

医療機器共同一括調達

超音波画像診断装置 二式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成30年2月15日（木）

(4) 納入場所

兵庫県病院局が指定する場所（県内2病院）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線3476

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
平成29年11月7日(火)から同月22日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ
 - (4) 入札・開札の日時及び場所
平成29年12月12日(火)午前10時 兵庫県庁1号館1階A会議室
 - (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年12月11日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
契約希望金額(入札書記載金額の100分の108)の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年12月8日(金)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
 - (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成29年11月22日(水)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
 - (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成29年12月19日(火))までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
 - サ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
 - (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否
要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Nagashima, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Ultrasonicdiagnostic system, 2 set

(3) Delivery period:

February 15, 2018

(4) Delivery place:

The place that Hyogo Prefectural Hospitals Agency assigns

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 22, 2017

(6) Deadline for tender:

17:00 December 11, 2017 by mail

10:00 December 12, 2017 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3476



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年11月7日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

医療機器共同一括調達

マルチカラーレーザー光凝固装置 二式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成30年2月15日（木）

(4) 納入場所

兵庫県病院局が指定する場所（県内2病院）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見

積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができるものと認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県病院局経営課業務班
電話（078）341-7711 内線3476
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
平成29年11月7日（火）から同月22日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ
- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成29年12月12日（火）午前10時30分 兵庫県庁1号館1階A会議室
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年12月11日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年12月8日（金）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者がある場合は、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成29年11月22日（水）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

入札公告

医療機器調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年11月7日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

1 調達内容**(1) 購入物品及び数量**

超音波画像診断装置 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成30年2月15日（木）

(4) 納入場所

兵庫県病院局が指定する場所（県内1病院）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線3476

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

平成29年11月7日（火）から同月22日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成29年12月12日（火）午前11時 兵庫県庁1号館1階A会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年

12月11日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年12月8日（金）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成29年11月22日（水）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年12月19日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。